

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】 山下朋子

【所属】(助成決定時) 神戸大学大学院 法学研究科

【研究題目】主権概念の再構築による「法的」人道的介入——国際司法裁判所における個人の保護——

【研究の目的】(400字程度)

伝統的な実証主義の立場からみれば、国際法は国家間関係を規律する法である。しかしながら、非国際的武力紛争の増加に伴い、主権平等に基づく既存の法 (lex lata) の間隙で保護することのできない文民被害者が増大したことで、現代の国際社会を規律するとされる法は、実務的な面でも論理的な面でも対応を迫られている。原則として、主権国家は自国民のみを保護する権利を有するとされる(外交的保護権)。しかしながら、近年の国際司法裁判所(ICJ)では、自国民のみならず文民一般を保護するための訴訟が急増している。このような司法による事態への介入は、もはや文民保護を目的とした人道的介入と呼ぶべきではないだろうか。本研究は、21世紀に入り顕著になりつつある「法的」人道的介入現象について、主権の再構築という観点からICJ判例の比較分析を行い、その理論的位置づけを明らかにする試みである。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究は、(1)近年のICJ判決を中心とする事例研究と、(2)主権概念についての理論研究により構成される。各種国際裁判の判例の分析を中心にすえ、古典的文献から最新の学説、国連国際法委員会での各種法典化作業までを網羅的かつ詳細に検討した。

(1) 伝統的な外交的保護事例では、「自国民のため」に訴訟を提起するのが常である(ディアロ事件(2012年)等)。しかし現実の武力紛争では、事態の大規模さ・深刻さ・切迫性から、被害者が自国民かどうか証明することは非常に困難である。そのため、文民保護の目的を達成するためには、訴訟による保護対象を自国民に限定しないほうが合理的である。実際、人種差別撤廃条約事件(2011年)、コンゴ武力活動事件(2002年)、ジェノサイド条約適用事件(2007・2008年)で原告となった国は「市民の保護者 (*parens patriae*)」として訴訟を提起している。このように、個別国家が事態の解決を目指して国際司法の場へ議論を持ち込む現象を、法的人道的介入と呼ぶことができる。これらの事例は、人道的危機に陥った多数の文民の保護が主眼である点でも、少人数の経済的利益の保護が目的である外交的保護とは一線を画する。また、訴追引渡事件(2012年)でICJは第三国による利益代表訴訟を肯定したことから、第三国による法的介入を許容するほどに「条約締約国の共通利益」が実体を帯び、それによって自国民保護に終始していた国家主権概念が変質したといえるのではないだろうか。

(2) 19世紀初頭に成立した外交的保護は、欧米の投資家が南米を中心とする途上国に投資した財産が違法収用されるなどして被った経済的損害を、本国が政治的・法的に介入することで回復しようという属人主義に基づく制度である。対して、20世紀後半に発展した国際人権法は、属地主義を基本とし、条約締約国の領域・管轄内に存在する個人の保護を目的としている。国家管轄権は、この2つを基本としながら複数の変種が存在するが、これらと全く異なるのが普遍主義である。普遍主義に関する先行研究は、個人の処罰に関するものが多いが、ここで議論するのは普遍主義に基づく個人の保護である。つま

り、国際社会の利益を代表するある国が、人道的見地から被害者を救済する目的で事態に「法的」に介入するという現象が、外交的保護や国際的な人権保護体制のように確立したものといえるかどうか、理論的側面から検証を行った。国際社会共通または条約締約国共通の利益という概念の生成と発展について検討し、主に「保護する責任」を巡る議論との関係を明らかにし、このような普遍的価値を守るべき義務ないし責任の存在について考察を深めた。

【結論・考察】（400字程度）

人道的介入という言葉は、個別国家が甚だしい人権侵害や非人道的状況を中止させるために、国連の枠組みの外で独断にて行う「人道のための武力行使」を表すために用いられることが多い。しかし、本研究のいう「法的」人道的介入とは、国家または国際社会の利益を代表する主体が、大人数の文民保護という人道的目的に基づいてICJに訴訟を提訴し（武力紛争）事態に「法的に」介入をする現象のことである。このような法的介入は、あくまで国連憲章33条が定める司法的解決の一形態として、国連の枠組みの中で行われる平和的紛争解決である。実際、保護する責任概念形成に影響を及ぼしたF・デンも、このような介入を行う一次的責任は「主権国家」にあると述べており、2005年の国連総会ミレニアムサミット成果文書では、個別国家の保護する責任だけでなく、国際社会の「保護する責任」の存在が指摘されている。本研究は、人道的見地から、そして普遍主義に基づく個人保護という見地から、有志の第三国が誰にも保護されない文民被害者を平和的に救済する手段としての「法的」人道的介入の有用性について論じた。

研究成果については英国ハル大学マコーブリー国際法センター（McCoubrey Centre for International Law, University of Hull）編纂の「保護する責任」に関する論文集に掲載予定である。